10　前項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員が投資主総会を招集する場合（当該投資主総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該投資主総会の招集手続については、新投信法第九十四条第一項において準用する新会社法第三百二十五条の三（第一項第三号、第五号及び第六号を除く。）、第三百二十五条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条の五（第一項を除く。）及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新投信法第百六十六条第二項第八号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

12　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

13　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員又は清算執行人は、第十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

14　第三号施行日において振替優先出資（社債、株式等の振替に関する法律第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。）を発行している協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（第四十条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「新優先出資法」という。）第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

15　前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事が優先出資者総会を招集する場合（当該優先出資者総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該優先出資者総会の招集手続については、新優先出資法第四十条第四項において準用する新会社法第三百二十五条の三（第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項を除く。）、第三百二十五条の四（第一項、第二項第二号及び第四項を除く。）、第三百二十五条の五（第一項を除く。）及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関は、第三号施行日から六箇月以内に、その主たる事務所の所在地において、新優先出資法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

17　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

18　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事又は清算人は、第十六項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

19　第三号施行日において振替優先出資（社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。）を発行している特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（第四十五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

20　前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役が社員総会を招集する場合（当該社員総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該社員総会の招集手続については、新資産流動化法第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の三から第三百二十五条の五第一項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

21　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二条第二項第七号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

22　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

23　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役又は清算人は、第二十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（会社更生法の一部改正）

第十一条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「（社債管理者」の下に「、社債管理補助者（当該社債についての更生債権者等の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）」を加える。

第四十五条第一項第七号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第百三十一条第一項中「第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」という。）」に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第二項中「前項の社債管理者等が同項」を「社債管理者等が前項」に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第三項中「第一項の」を削る。

第百七十七条の二第三項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第百八十二条の四の次に次の一条を加える。

（株式交付）

第百八十二条の五　株式交付に関する条項においては、株式交付計画において定めるべき事項を定めなければならない。

第百九十条第三項中「第七百六条第一項」の下に「若しくは第七百十四条の四第三項」を加え、「又は同項ただし書」を「、又は同法第七百六条第一項ただし書」に改める。

第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する特例）

第二百二十四条の三　第百八十二条の五の規定により更生計画において更生会社が株式交付をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第八百十六条の二、第八百十六条の五及び第八百十六条の八の規定は、更生会社については、適用しない。

第二百六十一条第一項後段を削る。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（破産法の一部改正）

第十三条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法第百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債管理者」の下に「又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号中「特定社債管理者」の下に「又は同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。